

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年4月30日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表中

「

青少年科学センター	全員	午前8時30分から午後5時15分まで	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
-----------	----	--------------------	---

」

を

「

青少年科学センター	全員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前11時45分から午後8時30分まで	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
-----------	----	--	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

(青少年科学センター市民科学事業課)